

木竹の伐採に係る取扱いについて

[H20年2月14日自然保護対策会議了承済]

【運用基準】木竹の伐採の届出の対象面積の算定方法

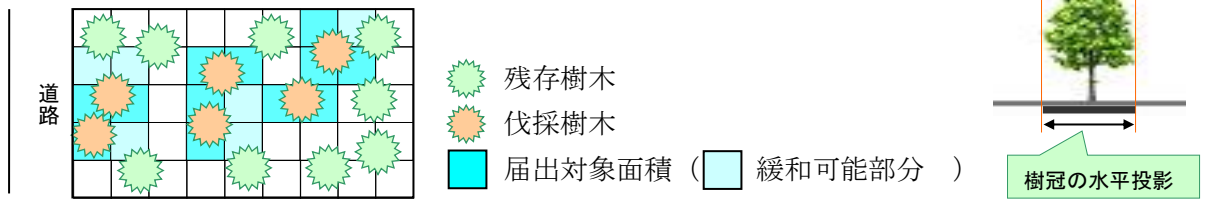
算定に用いる面積は、水平投影面積とし、伐採の種別毎に次のとおりとする。

(1) 区画の皆伐の場合の面積

区画面積を届出対象面積とする。

(2) 区画内の一部における一団の皆伐の場合の面積

区画内を3mメッシュで分割し、伐採する樹木の樹冠の水平投影を含むメッシュの面積の合計を届出対象面積とする。ただし、メッシュ内に含まれる樹冠の水平投影面積が当該樹冠の水平投影面積全体の20%未満であるメッシュの面積は合計に含めないことができる。

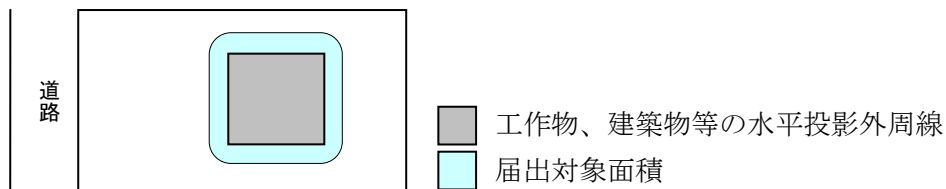


ア) 簡易算定1

届出対象面積の精査を行わないときは、区画面積を届出対象面積として届け出ることができる。

イ) 簡易算定2

工作物の築造又は建築物の建築等に先立ち行う一団の支障木の伐採面積は、当該工作物等の水平投影外周線の外側3mまでの範囲の土地の面積を届出対象面積とすることができる。ただし、同一区画内の工作物等の支障となる部分以外の伐採面積は、(2)本文の方法により算定し、その面積との合計面積を届出対象面積とする。



【運用基準】届出を要しない日常の管理行為とみなす除間伐等の目安

軽井沢町の土地利用行為の手續等に関する条例施行規則第3条第11号(11)に掲げる届出を要しない「木竹の保育のため必要な除伐、間伐」は、除伐又は間伐する本数が現況樹木の概ね20%以内であり、かつ、当該除伐又は間伐後に次表に掲げる標準残存本数を下回らないものとする。

優勢木の樹高 (m)		5	10	15	20	25
優勢木の標準 残存本数 (本/100㎡毎)	保養地域、緩衝地域、風致地区の宅地以外の土地	30	20	15	10	6
	保養地域、緩衝地域、風致地区の宅地	20	15		10	6
	その他の土地	15			10	6

※優勢木とは、主木となる中高木のうち、生育状況が良好なものをいう。

※樹高は、優勢木の平均樹高とする。

※建築物の存する宅地における残存本数の算定の基本となる土地の面積は、建築物の水平投影面積を除くものとする。

(参考) 標準残存本数は、林業(スギ・ヒノキ等)における除間伐基準を参考に、特性に応じた低減をした。